**平成２２年（フ）第１５６号**
和歌山市加納48番地の１　フウルニールＭ201号
債務者　役田　郁子
１　決定年月日時　平成22年５月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２２年（フ）第１６１号**
和歌山市中之島1792番地
債務者　橋爪　仁正
１　決定年月日時　平成22年５月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２２年（フ）第１９９号**
和歌山市手平１丁目２番23号
債務者　西谷　泰治
１　決定年月日時　平成22年５月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２２年（フ）第２１０号**
和歌山市堀止西２丁目１番29号
債務者　中山　紀子（旧姓幸前）
１　決定年月日時　平成22年５月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２２年（フ）第２１５号**
和歌山県橋本市柿の木坂13番地の１
債務者　飯田千代子
１　決定年月日時　平成22年５月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２２年（フ）第２２６号**
和歌山市南材木丁３丁目52番地
債務者　大道　雅昭
１　決定年月日時　平成22年５月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２２年（フ）第２２９号**
和歌山県橋本市岸上197番地の８
債務者　冨田　由香
１　決定年月日時　平成22年５月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２２年（フ）第２３３号**
和歌山市市小路391番地の６　202号
債務者　有限会社ジャストこと　西畑　壽夫
１　決定年月日時　平成22年５月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２２年（フ）第２３５号**
和歌山市福島771番地の３　ＩＫＥＪＩＲＩコーポサンライト202号
債務者　幸田　　進
１　決定年月日時　平成22年５月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２２年（フ）第２３６号**
和歌山県橋本市御幸辻770番地の159
債務者　松浦　哲也
１　決定年月日時　平成22年５月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２２年（フ）第２４５号**
和歌山市木ノ本204番地の７
債務者　森島惠美子
１　決定年月日時　平成22年５月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２２年（フ）第２５３号**
和歌山市湊御殿１丁目４番地の３　オリーブハウス202号
債務者　角田　史子
１　決定年月日時　平成22年５月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２２年（フ）第６１９号**
横浜市南区永田北３丁目１番26号　メゾンカワイ第５　103号、住民票上の住所静岡県伊東市新井２丁目５番３号
債務者　石川　浩二
１　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
５　免責審尋期日　平成22年７月７日午後４時横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第９７７号**
横浜市戸塚区平戸１丁目15番25―509号
債務者　石黒　未来
１　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
５　免責審尋期日　平成22年７月７日午後４時横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第１０１５号**
横浜市旭区金が谷２丁目23番25号
債務者　坂本　裕美
１　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
５　免責審尋期日　平成22年７月７日午後４時横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第１０５４号**
横浜市栄区東上郷町47番24号
債務者　福谷七加子
１　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
５　免責審尋期日　平成22年７月７日午後４時横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第１０６８号**
神奈川県綾瀬市上土棚中１丁目８番37―103号
債務者　大山　房雄
１　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
５　免責審尋期日　平成22年７月７日午後４時横浜地方裁判所第３民事部